

## 市民フォーラム21 第5回 保健・福祉部会 次第

日時；平成22年12月27日（月）午後1時～

場所；第2庁舎10階 会議室18

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 市民フォーラム21 第4回 保健・福祉部会 会議概要について 別添資料
- 4 ワークショップのまとめ（案）について
  - 政策1－1 安心して子育て・子育てができる環境の整備 資料1
  - 政策1－4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進 資料2
- 5 第四次長野市総合計画 後期基本計画大綱（案）の項目について 資料3
- 6 第四次長野市総合計画 後期基本計画大綱まとめ（案）について
  - (1) 第四次長野市総合計画 後期基本計画の体系（たたき台）【保健・福祉分野】 資料4
  - (2) 政策1－1 安心して子育て・子育てができる環境の整備 資料5
  - (3) 政策1－2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成 資料6
  - (4) 政策1－3 自分らしく生きられる社会の形成 資料7
  - (5) 政策1－4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進 資料8
  - (6) 政策1－5 人権を尊ぶ明るい社会の形成 資料9
- 7 今後の予定について
- 8 閉会

### 次回の予定

日 時：平成23年1月21日（金） 13:00～15:00

会 場：市役所第1庁舎8階第1委員会室

持ち物：第四次長野市総合計画

第四次長野市総合計画 前期基本計画の現況と課題

## 市民フォーラム21 第4回保健・福祉部会 ワークショップまとめ(案)

日時	平成22年11月26日(金)午後1時から	会場	長野市役所第一委員会室
政策 1-1	安心して子育て・子育てができる環境の整備		

行No.	大項目	分類
	項目	
1	<b>子どもの現状</b>	W
2	子どもが減少している(少子化)	W
3	少子化により子ども同士の関わりが少ない	W
4	ゲーム機等によるひとり遊びが増大している	W
5	子どもの自立・自律心が育っていない	W
6	子どもが自ら問題を解決する力が落ちてきている	W
7	<b>子育て・子育て環境(肯定的意見)</b>	W
8	長野市は子育てしやすい都市3位である(2008NPO法人調)	W
9	長野県も長野市も合計特殊出生率が全国平均より高い。(H15~19:全国1.31、県1.50、市1.43)	W
10	子ども手当などの財政的支援がある	W
11	子ども手当の支給が必要である	W
12	子ども手当が支給される	W
13	子ども手当の継続支給を望む	W
14	私立の幼稚園保育園がたくさんあり選択肢が多い	W
15	市内の幼稚園保育園で園開放が行われている	W
16	公立高校の授業料が無償化(平成22年4月から)となるなど財政的な支援がある。	W
17	市内には待機児童がいない	W
18	育児・介護休業制度が充実してきた	W
19	男性の育児参加が増えてきている	W
20	イクメン・カジメンなど男性が家事や育児に参画する動きが出てきている。	W

【作業部会意見・まとめ(案)】

少子化の進展

子ども同士の関わりの希薄化

自立した子どもの育成

子育てを支える体制の維持、充実

子育てしやすい環境の整備

男性の家事・育児参加

行No.	大項目 項目	分類
21	<b>家庭・地域の問題点</b>	W
22	子育てに不安を抱く人が多い	W
23	育児に悩む親が増大している	W
24	大人として成長していない親が多い	W
25	児童虐待が多発している	W
26	子育てについて身近に相談する人がいない(祖父母等)	W
27	核家族化したことで、子育てのノウハウが伝承されない	W
28	地域の結びつきが希薄化している	W
29	近所づきあいが希薄化し、地域の子育てが弱くなっている	W
30	近所に相談できる人がいない	W
31	地域で「子育てを見守る目」がない	W
32	悩みを共有できる人や場所が欲しい	W
33	子育て中の悩みをすぐ相談(聞いてもらえる)できる場所(人)が欲しい	W
34	子育てをマニュアル本に頼りすぎる必要はない	W
35	育児は母親の役割になっている	W
36	父親の存在感は大事である	W
37	子育てには父親の協力と共に父親らしい人間育成が必要である	W
38	父親の育児休業取得が少ない	W
39	物質主義が先行する子育てはよくない	W
40	教育費が多額にかかる	W
41	子育てに関心の高い親がいる一方、そうでない親がいる	W
42	<b>家庭・地域の解決策</b>	W
43	親や家庭が担う役割を認識することが必要である	W
44	親が子どもと正面から向き合う姿勢が必要である	W
45	親(家庭)が「躰」を教えられない	W
46	親になるための教育を準備する	W
47	家庭教育の大切さを地域全体で見直す	W
48	子育て家庭を支援することが必要である	W
49	青少年が交流する場を提供する	W

【作業部会意見・まとめ(案)】

- 子育てを支え、見守る地域社会の形成
- 子育て不安を解消するための相談体制の構築
- 児童虐待の防止
- 子育てを担う親の役割と自覚の醸成
- 父親の育児参加
- 子育て世帯への経済的支援
- 子どもと正面から向き合う姿勢を持つ親の育成
- 次代の親の育成
- 家庭教育の見直し
- 子どもたち交流する場の提供

行No.	大項目	分類
	項目	
50	<b>社会の問題点</b>	W
51	長野市の子育てビジョンがよくわからない	W
52	市が行う子育て支援サービスを知らない、伝わっていない	W
53	子どもの貧困(家庭の経済力格差と言われている)が問題になっている	W
54	企業内でも子育て支援の場を提供、推進してほしい	W
55	仕事と育児の両立が難しい	W
56	住宅政策を充実させる	W
57	おじいさんおばあさんが同居できるような社会環境を整備する	W
58	<b>社会の解決策</b>	W
59	長野市で子どもを産み、育てたいと思えるような環境を作る	W
60	企業(事業主)等が男性の育児に対する理解を深めることが必要である	W
61	男性の育児休業をもっと取りやすくする	W
62	信頼して子どもを預けられる場所が選択できる環境があるとよい	W
63	長時間保育、長期間保育という利用者の実態に合った保育環境の整備を進める	W
64	保育施設を充実させる	W
65	幼保一元化のための具体的な計画を作成し、実施する	W
66	安全で安心な遊び場を確保する	W
67	「放課後子どもプラン」を充実する	W
68	学童保育の更なる充実が必要である	W
69	障害児の保育、教育、福祉のための総合的施策を充実させる	W
70	子どもの自立を図る教育を推進する	W
71	子どもが自立するために「教わるから学び」へ転換した教育が必要である	W
72	教育委員会の積極的な指導で教育と教員の充実が必要である	W
73	保育士の質の向上を図る	W
74	子育てや家庭問題の相談窓口を周知する	W

【作業部会意見・まとめ(案)】

- 子育て支援サービスのPR
- 健全な子どもの成長を支える社会的・経済的支援
- 子育てを支援する住宅政策の充実
- 子育てをしたい都市に選ばれる環境の形成
- 男性が家事や育児に取り組む環境整備
- 利用者の視点に立つ子育て支援サービスの充実
- 障害児の支援
- 子どもの自立を図る教育の推進
- 子どもの成長を支える教員や保育士の充実

市民フォーラム21 第4回保健・福祉部会 ワークショップまとめ(案)

日時	平成22年11月26日(金)午後1時から	会場	長野市役所第一委員会室
政策	安心して暮らせる生涯健康づくりの推進		
1-4			

行No.	大項目	分類
	項目	
1	<b>検診</b>	W
2	特定健診を受診し、安心して生活できる	W
3	がん検診の受診率が低い	W
4	がん検診の受診率をアップする	W
5	中年期のがん検診受診者(64歳以下)を増やす	W
6	がん検診の推進には保健補導員の活用(保健補導員の復活)が必要である	W
7	保健補導員と住民自治協との関わりを具体的に知りたい	W
8	夜間健診を実施する	W
9	病気の早期発見ができる体制を作る	W
10	健診の結果から健康状態の危険度がわかるようにする	W
11	<b>食品・医薬品</b>	W
12	健全な食生活を実践する	W
13	規則正しい生活習慣(食事等)を実践する	W
14	朝食欠食者を減らすことが必要である	W
15	食品ロス(食べられるのに捨てられてしまうもの)を減らす	W
16	健康のために好き嫌いをなく食べることで食品ロスを減らす	W
17	リスクコミュニケーション(食品の安全安心(リスク)に関する知識、情報共有と意見交換)が必要である	W
18	医薬品の安全確保が必要である	W
19	食品は販売者のみの記載で分かりにくい	W
20	<b>健康づくり</b>	W
21	生活習慣病予防の目標値を高くする	W
22	自分の健康は自分の手でという意識が低い	W
23	だれでもできる健康づくり方法を周知する	W
24	ヘルプサポーター(自ら健康を実行しようとする人)制度を活用する	W
25	個人、職場、地域での小グループで健康づくりを進める	W
26	新型インフルエンザ等感染症への対応が必要である	W

【作業部会意見・まとめ(案)】

健診・がん検診等の受診利便性と受診率の向上

市民の健康を保持増進する体制の整備

健全で規則正しい生活習慣

食品と医薬品の安全確保

流通する食品や医薬品の知識や情報の共有

自分の健康は自分で守る体制づくり

新型感染症等への予防と対策

行No.	大項目 項目	分類
27	歯	W
28	歯の健康が全身に影響し、介護予防に役立つことをPR、周知する	W
29	歯科治療の訪問診察が受診できてありがたい	W
30	水道水にフッ素を入れる(県外の例あり)	W
31	酒・タバコ(禁)	W
32	未成年者の飲酒・喫煙がまだある(なくなっていない)	W
33	未成年者の飲酒・喫煙を減らす家庭教育を推進する	W
34	禁煙対策の効果的方法を検討する(現在の対策でよいのか疑問である)	W
35	禁煙希望者が数的に外来受診しにくいので禁煙サポート事業を強化する	W
36	精神保健	W
37	ストレス等による心の病が増加している	W
38	職場家庭での過剰なストレスを減らす	W
39	自殺者が多い	W
40	精神疾患(うつなど)との関わりには、正しい知識が必要である	W
41	精神的に安定した社会や環境を形成する	W
42	老人	W
43	老人(認知症の問題)の介護施設が少ない	W
44	認知症の正しい理解と周知が必要である	W
45	在宅で薬の管理を手伝ってくれるシステム(ケアマネ、薬局、ボランティア等)が必要である	W
46	医療	W
47	薬の過剰投与は反対である	W
48	適正受診について指導が必要である	W
49	生きがい	W
50	いかに心やすらかな老後を過ごせるか考える必要がある	W
51	生きがい、行き場所、交流相手を持ち続けられることが重要である	W
52	世代間の就労引渡しが必要である	W
53	地域の中で自分にできる役等を進んでやることも必要である	W
54	大家族の中での居場所を確保する	W
55	誰もが納得できる年金の在り方にする必要がある	W
56	安定した年金の受給が必要である	W
57	医療の進歩と健康の関係をどこまで認めるか難しい	W
58	尊厳死の考え方の普及も必要である	W
59	その他	W
60	子どもの安全を考える(虐待、性的被害)	W

【作業部会意見・まとめ(案)】

歯の健康の保持

歯と健康の関係に関する情報提供

適切な飲酒と禁煙サポート活動の展開

未成年者の飲酒・喫煙の防止強化

精神疾患の正しい知識の普及

精神的に安定した社会と環境の形成

認知症患者を社会で支える体制整備

介護が必要な高齢者を社会で支える体制整備

安心して受診できる医療体制の整備

生涯を充実して過ごすための生きがいの確保

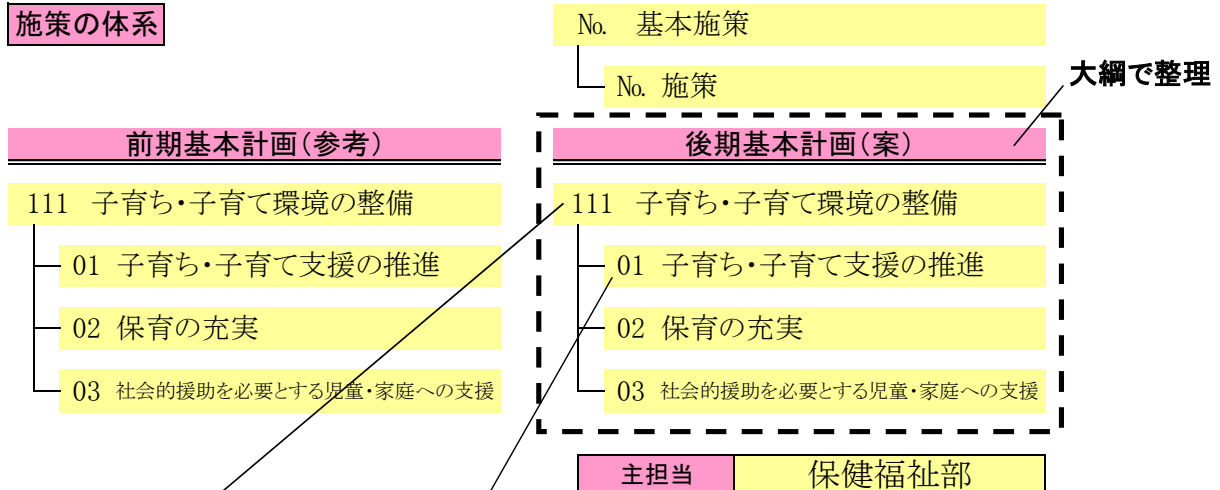
安定した生活の補償

子どもの安全を確保した社会の形成

第四次長野市総合計画 後期基本計画(案)【イメージ】

1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健・福祉分野】

政策	安心して子育て・子育てができる環境の整備	}	現行のとおり
1-1			



基本施策	111 子育て・子育て環境の整備	}	大綱で整理
【方針(基本施策の目指すもの)】			
〇〇……………を目指します。	後期基本計画大綱(案)構成要素等をもとに整理する。		
【現況と課題】		}	大綱で整理
<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇……</li> <li>・〇〇……が必要</li> <li>・〇〇……</li> <li>・〇〇……が必要</li> </ul>	作業部会の意見、第四次長野市総合計画 前期基本計画 現況と課題「2 基本施策の現状」及び「3 基本施策を展開する上での課題」等をもとに整理する。		

施策	111-01 子育て・子育て支援の推進	主担当	保育家庭支援課	}	大綱決定後に整理
【施策の目標】					
【主な取組】		施策の体系を決めるに当たり、後期基本計画大綱(案)構成要素を参考とする。			

【アンケート指標(市民が思う割合)】	現状値(H23)	目標値(H28)	}	大綱決定後に整理
【指標項目】	現状値(H23)	目標値(H28)		

第四次長野市総合計画 後期基本計画の体系(たたき台)《資料4》

1

健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健・福祉分野】

計画の体系

No. 政策

No. 基本施策

No. 施策

前期基本計画

後期基本計画大綱(たたき台)

1-1 安心して子育て・子育てができる環境の整備

- 111 子育て・子育て環境の整備
  - 01 子育て・子育て支援の推進
  - 02 保育の充実
  - 03 社会的援助を必要とする児童・家庭への支援

- 111 子育て・子育て環境の整備
  - 01 子育て・子育て支援の推進
  - 02 保育の充実
  - 03 社会的援助を必要とする児童・家庭への支援

1-2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

- 121 高齢者福祉サービスの充実
  - 01 地域包括支援体制の整備
  - 02 介護予防の充実
  - 03 介護サービスの基盤整備
- 122 高齢者の社会参加の促進
  - 01 社会参加活動の支援
  - 02 生きがいづくりの推進

- 121 高齢者福祉サービスの充実
  - 01 地域包括支援体制の整備
  - 02 介護予防の充実
  - 03 介護サービスの充実
- 122 高齢者の社会参加の促進
  - 01 社会参加活動の支援
  - 02 生きがいづくりの推進

名称変更

1-3 自分らしく生きられる社会の形成

- 131 障害者(児)福祉の充実
  - 01 障害者理解・社会参加の促進
  - 02 障害福祉サービスの充実
  - 03 地域生活支援の充実
  - 04 早期療育体制・教育の充実
- 132 地域福祉社会の実現
  - 01 地域福祉の推進
- 133 生活保障の確保
  - 01 生活の安定と自立

- 131 障害者(児)福祉の充実
  - 01 障害者理解・社会参加の促進
  - 02 障害福祉サービスの充実
  - 03 地域生活支援の充実
  - 04 早期療育体制・教育の充実
- 132 地域福祉社会の実現
  - 01 地域福祉の推進
  - 02 生活の安定と自立

統合

1-4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

- 141 保健衛生の充実
  - 01 健康づくり活動の支援
  - 02 保健・予防対策の推進
  - 03 生活衛生の推進
- 142 地域医療体制の充実
  - 01 医療提供体制の整備
  - 02 公的医療保険等の充実

- 141 保健衛生の充実
  - 01 健康づくり活動の支援
  - 02 保健・予防対策の推進
  - 03 生活衛生の推進
- 142 地域医療体制の充実
  - 01 医療提供体制の整備
  - 02 公的医療保険等の充実

1-5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

- 151 人権尊重社会の実現
  - 01 人権尊重の推進
- 152 男女共同参画社会の実現
  - 01 男女共同参画意識の確立
  - 02 男女共同参画社会形成の推進

- 151 人権尊重社会の実現
  - 01 人権尊重の推進
- 152 男女共同参画社会の実現
  - 01 男女共同参画の推進

統合



第四次長野市総合計画 後期基本計画 大綱まとめ(案)

《資料5》

政策 1-1 安心して子育て・子育てができる環境の整備

作業部会意見・まとめと前期基本計画 現況と課題 の項目

基本施策名称 1 子育て・子育て環境の整備

施策名称

行No. 主な取組(キーワード、要素) 分類

1	子育て・子育て支援の推進	
2	○ 少子化の進展	W
3	○ 子育てしやすい環境の整備	W
4	○ 子育てをしたい都市に選ばれる環境の形成	W
5	○ 地域・事業者・NPO・幼稚園・保育所・児童館・児童センター等との連携強化	Z
6	○ 市内の幼稚園・保育園全園でおひさま広場(園開放や育児相談等)の実施	H
7	○ 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	Z
8	○ 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	H
9	○ 子育て不安を解消するための相談体制の構築	W
10	○ 子育てを支える体制の維持、充実	W
11	○ 利用者の視点に立つ子育て支援サービスの充実	W
12	○ 子育て支援サービスのPR	W
13	○ ファミリーサポートセンターの機能強化	Z
14	○ 病児・緊急時のこどもの預かり体制の検討	H
15	○ ファミリーサポートセンターの活動内容の市民への周知	H
16	○ ファミリーサポートセンターの提供会員の増加および依頼会員の支援	H
17	○ 地域子育て支援センターやこども広場の充実	Z
18	○ 子育て支援センター・こども広場で妊婦対象の講座など情報提供の充実	H
19	○ 子育ての相互支援の充実	Z
20	○ 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進	H
21	○ 地域・学校等との連携	Z
22	○ 放課後や週末等に子どもが安全で健やかに過ごせる居場所の整備・充実	Z
23	○ 全56小学校区に放課後子どもプランの拡充	H
24	○ 放課後子どもプランの対象児童を拡大や運営実施主体のサポート	H
25	○ 放課後子どもプランの開館時間の延長の実施	H
26	○ 子育てを支え、見守る地域社会の形成	W
27	○ 子どもの安全を確保した社会の形成	W
28	○ ボランティア団体や母親クラブの育成	Z
29	○ 母親クラブの新規設置の促進	H
30	○ 母親クラブの地域住民の更なる参加による世代間交流の活性化	H
31	○ 母親クラブ連合会等を通じて母親クラブへの参加を推進	H
32	○ 地域の大人と子どもとの世代間交流の支援	Z
33	○ 民生委員との連携	H
34	○ 地域コミュニティの拠点としての保育園の取組	H
35	○ 国・県・関係機関との連携	Z
36	○ 長野市子育て支援事業所連絡協議会との連携	H
37	○ 市民や事業主への育児休業制度の普及	Z
38	○ 育児休業等の周知	H
39	○ 男女共同参画意識啓発活動の推進	Z
40	○ 企業に対する男女共同参画推進の啓発活動の継続	H
41	○ 男性の家事・育児参加	W
42	○ 男性が家事や育児に取り組む環境整備	W
43	○ 父親の育児参加	W
44	○ 仕事と子育てが両立できる環境整備の促進	Z
45	○ 事業主の意識啓発事業等によるワーク・ライフ・バランスの実現	H

後期基本計画大綱(案)構成要素

基本施策名称 1 子育て・子育て環境の整備

施策名称

主な取組

子育て・子育て支援の推進

- ◇ 政策1-1 安心して子育て・子育てができる環境の整備 (政策全体に共通する事項)
- ◇ 子育て不安を解消するための相談体制の充実
- ◇ 利用者の視点に立つ子育て支援サービスの充実と情報提供
- ◇ 地域で子どもを育てる環境づくりの推進
- ◇ ファミリーサポートセンターの機能強化と活動内容の情報提供
- ◇ 子育て支援センター・こども広場の事業充実と情報提供
- ◇ 子育てを支え、見守る地域社会の形成
- ◇ 地域・学校との連携
- ◇ 放課後子どもプランの充実と運営主体のサポート (4-1 次世代を担う人材の育成と環境の整備)
- ◇ 地域の大人と子どもとの世代間交流の支援
- ◇ ボランティア団体や児童育成活動を行う地域組織の育成
- ◇ 民生委員との連携
- ◇ 地域コミュニティの拠点としての保育園の取組
- ◇ 仕事と子育てが両立できる環境整備の促進
- ◇ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現
- ◇ 男性の家事・育児参加と環境整備
- ◇ 男女共同参画意識啓発活動の推進 (政策1-5 人権を尊ぶ明るい社会の形成)

施策名称		
行No.	主な取組(キーワード、要素)	分類

施策名称	
主な取組	

#### 46 保育の充実

47	○ 保育需要に応じた保育所等の適正規模・適正配置の推進	Z
48	○ 就学前児童施設の適正規模、適正配置	H
49	○ 市立保育所の民営化推進、民間活力を活用した保育サービスの向上	Z
50	○ 民間活力を活用した保育サービスの向上	H
51	○ 民間活力を活用した公立保育園の民営化の推進	H
52	○ 延長保育・一時保育(一時預かり)・病後児保育などの保育サービスの充実	Z
53	○ 保育園の開所時間の延長、11時間を超える保育を行う保育園の拡大	H
54	○ 保育所において児童を一時的に預かる園の拡大	H
55	○ 病児・病後児保育事業の利用しやすい施設の充実	H
56	○ 子どもの発達に関して幼稚園・保育所と保健所との連携を強化	Z
57	○ 子どもの発達に関して幼稚園・保育園と保健所との連携を強化	H
58	○ 子どもの健全育成のための相談体制と情報提供の充実	Z
59	○ 発達が気になる児童について、保護者相談の充実	H
60	○ 「発達障害」についての理解の普及	H
61	○ 障害児の支援	W
62	○ 幼児教育の充実と豊かな人間形成	Z
63	○ 幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し交流の推進	Z
64	○ 幼保小の連携や交流の継続	H
65	○ 幼稚園と保育所の一元化に向けた体制の整備	Z
66	○ 就学前の子どもに関する教育や保育を提供する体制の整備	H
67	○ 自立した子どもの育成	W
68	○ 子どもの自立を図る教育の推進	W
69	○ 子どもの成長を支える教員や保育士の充実	W
70	○ 子ども同士の関わりの希薄化	W
71	○ 子どもたちが交流する場の提供	W

#### 保育の充実

- ◇ 就学前児童施設の適正規模、適正配置
- ◇ 民間活力を活用した保育サービスの向上
- ◇ 延長保育、一時預かり、病後児保育などの保育サービスの充実
- ◇ 子どもの健全育成のための相談体制と情報提供の充実
- ◇ 子どもの発達に関して幼稚園・保育園と保健所との連携を強化
- ◇ 発達が気になる児童について、保護者相談の充実
- ◇ 「発達障害」についての理解の普及
- ◇ 障害児の支援
- ◇ 幼児教育の充実と豊かな人間形成
- ◇ 自立した子どもの育成
- ◇ 集団生活で身につける子どもの社会性
- ◇ 幼保小の連携や交流の継続
- ◇ 就学前の子どもに関する教育や保育を提供する体制の整備
- ◇ 子どもの成長を支える教員や保育士の充実  
(4-1 次世代を担う人材の育成と環境の整備)

#### 72 社会的援助を必要とする児童・家庭への支援

73	○ 母子家庭等への資金の貸付など経済的な支援や相談体制の充実	Z
74	○ 母子家庭等の経済的支援や相談体制の充実	H
75	○ 就労・技能習得などの自立支援対策の促進	Z
76	○ 母子家庭等の自立支援対策の促進	H
77	○ 母子、父子家庭等への自立支援	W
78	○ 健全な子どもの成長を支える社会的・経済的支援	W
79	○ 子育て世帯への経済的支援	W
80	○ 子育てを支援する住宅政策の充実	W
81	○ 関係機関による児童虐待防止のためのネットワークの活用	Z
82	○ 関係機関を対象にした研修会や市民を対象にした虐待の周知	H
83	○ 保護者等への身近な相談・支援体制の強化	Z
84	○ 専門職を配置した相談体制の強化	H
85	○ 児童虐待の予防と早期発見	Z
86	○ 虐待の早期発見・早期対応	H
87	○ 児童虐待の防止	W
88	○ 子育てを担う親の役割と自覚の醸成	W
89	○ 子どもと正面から向き合う姿勢を持つ親の育成	W
90	○ 次代の親の育成	W
91	○ 家庭教育の見直し	W

#### 社会的援助を必要とする児童・家庭への支援

- ◇ 健全な子どもの成長を支える社会的・経済的支援
- ◇ 母子家庭等の自立支援や相談体制の充実
- ◇ 子育てを支援する住宅政策の充実  
(政策6-1 いきいきと暮らせるまちづくりの推進)
- ◇ 児童虐待の早期発見・早期対応と解消
- ◇ 児童虐待等の身近な相談・支援体制の整備と周知  
(政策1-5 人権を尊ぶ明るい社会の形成)
- ◇ 次代の親の育成
- ◇ 家庭教育の見直し  
(4-1 次世代を担う人材の育成と環境の整備)

政策 1-2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

作業部会意見・まとめと前期基本計画 現況と課題 の項目			後期基本計画大綱(案)構成要素					
基本施策名称 1 高齢者福祉サービスの充実			基本施策名称 1 高齢者福祉サービスの充実					
施策名称			施策名称					
行No.	主な取組(キーワード、要素)	分類	主な取組					
1	<b>地域包括支援体制の整備</b>		<b>地域包括支援体制の整備</b>					
2	○ 地域包括支援センターと在宅介護支援センターの整備	Z	◇ 地域における総合相談体制の整備 ◇ 地域包括ケア体制の整備  ◇ 地域で互いに支えあう仕組みづくりの推進 ◇ 成年後見制度の専門的な相談と支援窓口の設置  ◇ 介護支援専門員の地域での連携・研修 ◇ 介護支援専門員の資質向上					
3	○ 高齢者の虐待防止・権利擁護など身近な総合相談支援体制の充実	Z						
4	○ 地域での総合相談支援体制の充実	H						
5	○ 地域において相談ができる環境づくり	W						
6	○ 地域包括ケア体制整備など新たな課題への対応	H						
7	○ 地域包括支援センターと在宅介護支援センターの相談支援体制の調査・研究	H						
8	○ 高齢者の尊厳、認知症の知識や理解を深める普及・啓発活動の充実	Z						
9	○ 地域で支え合う仕組みづくりの推進	Z						
10	○ 地域で支え合う仕組みづくりの推進	H						
11	○ 地域で互いに支え合う体制づくり	W						
12	○ 成年後見制度の専門的な相談と支援窓口の設置	H						
13	○ 介護が必要な高齢者を社会で支える体制整備	W						
14	○ 地域での介護支援専門員(ケアマネジャー)のネットワークの構築	Z						
15	○ ケアプラン指導研修会の充実	Z						
16	○ 介護支援専門員の地域での連携・研修	H						
17	○ 介護支援専門員の資質向上	H						
18	○ 人材育成等介護体制の整備	W						
19	<b>介護予防の充実</b>					<b>介護予防の充実</b>		
20	○ 介護予防意識の普及・啓発活動の推進	Z	◇ 生涯健康のための介護予防意識の普及・啓発 ◇ 必要な介護予防サービスが受けられる体制づくり					
21	○ 介護予防意識の普及・啓発	H						
22	○ 生涯健康のための健康講座等の予防活動	W						
23	○ 要支援・要介護状態のおそれのある「特定高齢者」の早期把握	Z						
24	○ 高齢者一人ひとりの状況に応じた介護予防サービスの充実	Z						
25	○ 事業の充実と効率的なサービス提供	H						
26	○ 高齢者のニーズや介護サービスの提供内容についての調査・研究	H						
27	○ 必要な介護サービスが受けられる体制づくり	W						
28	○ 負担能力に応じた介護関連費用の負担軽減	W						
29	○ 日常生活支援や介護者支援	Z						
30	○ 社会福祉協議会が実施する地域福祉サービスへの支援	Z	◇ 適切なサービスの利用促進  ◇ 地域の実情に応じた介護予防活動の育成・支援					
31	○ 介護保険給付対象外のサービスの充実	Z						
32	○ 地域包括支援センターにおけるサービスの効果的な情報提供	H						
33	○ 適切なサービスの利用促進	H						
34	○ 介護予防に向け健康教育・健康診査や運動器の機能向上対策等の推進	Z						
35	○ 地域の実情に応じた介護予防活動の育成・支援	H						
36	<b>介護サービスの基盤整備</b>					<b>介護サービスの充実</b>		
37	○ 住み慣れた地域での在宅生活を支える拠点施設の整備促進	H				◇ 住み慣れた地域での在宅生活を支える拠点施設の整備促進 ◇ デイサービスやショートステイなどの在宅サービスの充実 ◇ 小規模多機能型居宅介護施設の整備促進 ◇ 認知症グループホームの整備促進 (政策1-4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進)		
38	○ デイサービスやショートステイなどの在宅サービス基盤の充実	Z						
39	○ デイサービスやショートステイなどの在宅サービスの充実	H						
40	○ 小規模多機能型居宅介護施設の整備促進	H						
41	○ 認知症高齢者グループホームなどの充実	Z						
42	○ 認知症グループホームの整備促進	H						
43	○ 認知症等予防、認知症に対する理解への対策	W						
44	○ 日常生活圏域ごとのサービス基盤の整備	Z						
45	○ 地域密着型特定施設(小規模有料老人ホーム)の整備促進	H						
46	○ 小規模特別養護老人ホームの整備促進	H						
47	○ 特別養護老人ホームを含めた施設・居住系サービスの整備計画策定	H	◇ 日常生活圏域ごとの介護サービス施設の計画的な整備  ◇ 介護サービスの質的向上 ◇ 介護サービス内容や事業者に関する情報の提供 ◇ 市民への介護サービス制度のわかりやすい周知 ◇ 介護サービス事業者への指導 ◇ 介護に関するサービスメニューの改善					
48	○ 介護施設の計画的な整備	W						
49	○ 介護サービスの質的向上に向け、サービス事業者への指導・助言の強化	Z						
50	○ 介護サービスの質的な向上	H						
51	○ 介護サービス内容や事業者に関する情報の積極的な提供	Z						
52	○ 介護サービス内容や事業者に関する情報の積極的な提供	H						
53	○ 市民への介護サービス制度のわかりやすい周知	W						
54	○ 制度の理解、虐待防止、身体拘束禁止、不正請求の防止	H						
55	○ 地域密着型サービス事業者への集団指導及び実地指導の実施	H						
56	○ 通報・苦情などに対する速やかな指導・監査の実施	H						
57	○ 介護に関するサービスメニューの改善	W	◇ 介護保険事業の健全な財政運営					
58	○ 的確な財政推計に基づく介護保険料の適正・公平な賦課と収納率の向上	Z						
59	○ 介護保険の健全な財政運営	Z						
60	○ 介護保険事業の健全な財政運営	H						

※分類 Z:前期基本計画に記述された施策の【主な取組】 H:前期基本計画 現況と課題に記述された「施策の今後の方向性」 W:ワークショップ(作業部会)のまとめ

政策 1-2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

作業部会意見・まとめと前期基本計画 現況と課題 の項目			後期基本計画大綱(案)構成要素		
基本施策名称 2 高齢者の社会参加の促進			基本施策名称 2 高齢者の社会参加の促進		
施策名称			施策名称		
行No.	主な取組(キーワード、要素)	分類	主な取組		
<b>1 社会参加活動の支援</b>			<b>社会参加活動の支援</b>		
2	○ 社会との交流やボランティア活動などへの高齢者の参加促進	Z	◇ 高齢者を地域で支え、活かす環境づくり ◇ 高齢者の社会活動を支える体制の整備 ◇ 高齢者が参加する社会活動の充実		
3	○ 地域における支え合いの環境づくりと自発的な活動の支援	Z			
4	○ 老人クラブへの加入促進	H			
5	○ 老人クラブの魅力あるクラブづくりやクラブ活動の活発化	H			
6	○ 老人クラブによる地域で支え合う環境づくりと自発的な活動の支援	H			
7	○ 老人クラブ等高齢者が社会活動が出来る場所づくり	W			
8	○ 高齢者の公共交通機関の利用促進	Z			
9	○ 高齢者の積極的な社会参加の支援	Z			
10	○ 高齢者の生活交通を担う交通施策全体の中でICカードの導入	H			
11	○ 高齢者の社会参加を支援するための公共交通機関の利便性向上	H			
12	○ 高齢者の移動のための利用しやすい公共交通機関	W			
13	○ 運転経歴証明書の制度の普及啓発	W			
14	○ 交通事故対策や道路整備など高齢者のための環境づくり	W			
15	○ 高齢者の職業相談の実施	Z	◇ 高齢者の就業機会拡大と就労支援		
16	○ 高齢者就業機会の拡大支援	Z			
17	○ 定年延長、再雇用など、高齢者の働ける環境づくり	W			
18	○ 長野市職業相談室における高齢者の就職支援	H			
19	○ 高齢者の経験・知識、能力を活用する長野シルバー人材センターの運営支援	H			
<b>20 生きがいづくりの推進</b>			<b>生きがいづくりの推進</b>		
21	○ 老人福祉センターなど、高齢者の活動を支援する拠点づくりの推進	Z	◇ 高齢者の活動・交流拠点の整備		
22	○ 健康づくり、生きがいづくりなど、多目的な活動の拠点施設の整備・維持	H			
23	○ 老人大学園や老人福祉センターなどの講座内容の充実	Z	◇ 高齢者が学べる場の充実		
24	○ 高齢者が学べる場の充実	W			
25	○ 各種イベントの開催や自主グループ活動の支援	Z	◇ 高齢者が活躍できる場づくり ◇ 若い世代への文化・知恵等の伝承 ◇ 高齢者の世代間交流の促進		
26	○ 元気な高齢者が活躍できる場づくり	W			
27	○ 高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけとなる様々な講座の開催	H			
28	○ 若い世代への文化・知恵等の伝承	W			
29	○ 健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座の充実	H			
30	○ 高齢者の自主的な地域福祉活動や世代間交流活動の支援	H			
31	○ 高齢者と団塊の世代、子ども等との世代間交流	W			
32	○ 生涯を充実して過ごすための生きがいの確保	W			

※分類 Z:前期基本計画に記述された施策の【主な取組】 H:前期基本計画 現況と課題に記述された「施策の今後の方向性」 W:ワークショップ(作業部会)のまとめ

政策		1-3 自分らしく生きられる社会の形成	
作業部会意見・まとめと前期基本計画 現況と課題 の項目		後期基本計画大綱(案)構成要素	
基本施策名称		1 障害者(児)福祉の充実	
施策名称		施策名称	
行No.	主な取組(キーワード、要素)	分類	主な取組
1	<b>障害者理解・社会参加の促進</b>		<b>障害者理解・社会参加の促進</b>
2	○ 障害のある人となし人との「心のバリアフリー」の促進	Z	◇ 障害のある人となし人との相互理解による「心のバリアフリー」の促進 ◇ 学校教育の場等での障害者理解教育の推進 ◇ 障害者理解の促進等の普及啓発活動 ◇ 地域でコミュニケーションを広げるための交流
3	○ 「心のバリアフリー」を促進するための広報・啓発活動の推進	Z	
4	○ <b>地域と交流を広げるための交流活動の推進</b>	H	
5	○ <b>地域における障害者理解・社会参加の促進等の普及啓発活動</b>	H	
6	○ <b>学校教育の場での障害者理解教育の推進</b>	W	
7	○ <b>様々な人との地域のコミュニケーションづくり</b>	W	
8	○ <b>ボランティア活動などの社会参画</b>	W	
9	○ <b>障害者と共に生きる社会の構築</b>	W	
10	○ <b>生きがいを持って自分らしく生きられる社会</b>	W	
11	○ <b>障害者との相互理解</b>	W	
12	○ 積極的な社会参加の促進	Z	
13	○ スポーツ教室、障害者スポーツ大会や文化芸術祭等の開催支援	Z	
14	○ <b>地域における社会参加の促進等の普及啓発活動の継続実施</b>	H	◇ ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発 ◇ 利用者の立場に立ったバリアフリー対策 ◇ 誰もが利用しやすい交通環境 ◇ (政策6-2 快適なネットワークの形成)  ◇ 障害者の職業能力に対する社会的理解と雇用の促進
15	○ <b>障害者のスポーツ・文化活動の振興の推進</b>	H	
16	○ <b>様々な人との地域のコミュニケーションづくり</b>	W	
17	○ ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発	Z	
18	○ <b>ユニバーサルデザインの普及推進のための積極的な啓発活動</b>	H	
19	○ <b>障害者も参画した、適切なバリアフリー対策</b>	W	
20	○ <b>障害者も利用しやすい交通環境</b>	W	
21	○ 障害者雇用の促進	Z	
22	○ 事業所への啓発や福祉・教育など関係機関等との連携	Z	
23	○ <b>長野市職業相談室を中心にハローワーク等の就労支援機関との連携</b>	H	
24	○ <b>障害者雇用に関する国等の各種助成金の情報の収集・提供</b>	H	
25	○ <b>常用雇用促進のための制度周知による利用促進</b>	H	
26	○ <b>アビリンピック開催により職業能力に対する社会的理解と雇用促進</b>	H	
27	○ <b>障害者の働ける環境の整備</b>	W	
28	<b>障害福祉サービスの充実</b>		<b>障害福祉サービスの充実</b>
29	○ 日中活動サービス・居住支援サービスを身近な場所で提供できる仕組みづくり	Z	◇ 日中活動・居住支援サービスを提供できる仕組みづくり ◇ サービスを提供する施設整備の促進
30	○ 一人ひとりのニーズに対応した各種サービスの提供	Z	
31	○ <b>移行期限を踏まえた計画的な施設整備の促進</b>	H	◇ 居宅介護・ショートステイなどの介護給付の充実 ◇ 就労継続支援・自立訓練などの訓練等給付の充実  ◇ 地域の社会資源を活用した基盤整備 ◇ 長野市障害ふくしネットの活動の支援
32	○ <b>身近な場所でサービスを提供できる仕組みづくりの更なる推進</b>	H	
33	○ 地域で暮らし続けられるための各種給付の充実		
34	○ 居宅介護・ショートステイなどの介護給付の充実	Z	
35	○ 就労継続支援・自立訓練などの訓練等の充実	Z	
36	○ <b>制度改正に速やかに対応し、障害福祉サービスを充実</b>	H	
37	○ 身近な地域におけるサービス拠点づくり	Z	
38	○ NPO等によるサービスの提供	Z	
39	○ <b>長野市障害ふくしネット(地域自立支援協議会)の活動の支援</b>	H	
40	○ <b>障害者施設の整備など地域で暮らせる生活環境づくり</b>	W	
41	○ <b>生きがいを持って自分らしく生きられる社会</b>	W	
42	<b>地域生活支援の充実</b>		<b>地域生活支援の充実</b>
43	○ 地域における自立を支えるネットワークを構築	Z	◇ 相談支援体制の整備 ◇ 福祉サービス利用援助やカウンセリングの実施 ◇ 人権や権利擁護の取組みの推進
44	○ 障害福祉サービスの利用に向けた支援などの相談・情報提供体制の整備	Z	
45	○ 虐待防止・権利擁護の取組の推進	Z	
46	○ <b>的確な障害福祉サービスの利用を促進する相談支援体制</b>	H	◇ 地域活動支援センターの整備 ◇ 創作的活動や生産活動の機会等の提供
47	○ 創作的活動や生産活動の機会等の提供	Z	
48	○ 地域活動支援センターの整備の促進	Z	
49	○ <b>H23年4月の地域活動支援センターへの完全移行</b>	H	
50	○ <b>創作的活動や生産活動の機会等の提供</b>	H	◇ 社会参加の促進のためのコミュニケーション支援 ◇ 自立した生活を促進するための移動支援  ◇ 自立した生活を営むための日常生活用具の給付  ◇ 親の子育てへの支援
51	○ 円滑な意思疎通を仲介するためのコミュニケーション手段の確保	Z	
52	○ 外出のための移動の支援	Z	
53	○ <b>利用者への周知と、サービスの見直しによる、支援の継続</b>	H	
54	○ 障害者の在宅生活の支援	Z	
55	○ 自立した生活を営むために必要な日常生活用具などの給付	Z	
56	○ <b>サービスの継続や用具等の給付により、障害者の在宅生活の支援</b>	H	
57	○ <b>障害者施設の整備など地域で暮らせる生活環境づくり</b>	W	
58	○ 障害児を持つ親の子育て支援	Z	
59	○ 障害児を一時的に預かる体制の充実	Z	
60	○ <b>事業の充実や継続実施により障害児を持つ親の子育ての支援</b>	H	

※分類 Z:前期基本計画に記述された施策の【主な取組】 H:前期基本計画 現況と課題に記述された「施策の今後の方向性」 W:ワークショップ(作業部会)のまとめ

行No.	施策名称 主な取組(キーワード、要素)	分類
61	<b>早期療育体制・教育の充実</b>	
62	○ 障害の発生予防	Z
63	○ 障害の早期発見のための乳幼児健康診査を充実	Z
64	○ 障害の発生要因や健康管理の知識普及	Z
65	○ 医師会との連携の下、乳幼児健診を継続実施し、障害の発生予防に努める	H
66	○ 障害の早期発見と早期療育	Z
67	○ 医師による専門的診断、発達相談員や保健師などによる保健相談の充実	Z
68	○ 医師会との連携を更に深め、乳幼児発達健診の継続実施	H
69	○ 早期発見・早期療育のため、職員の資質向上	H
70	○ 育成支援体制の整備	Z
71	○ 障害のある子を受け入れる保育所・幼稚園の拡大	H
72	○ 保護者への入園先の情報提供や相談の実施	H
73	○ 特別支援教育研究協力校の実践を市立小・中学校に広げる	H
74	○ 教職員の研修を実施するなどの学校内支援体制の充実	H
75	○ 能力と可能性を伸ばし、自立するための基礎が身につくような療育の充実	Z
76	○ 保育・教育を受ける環境の整備	Z
77	○ 児童デイサービス事業所の拡大	H
78	○ 自立サポート事業の人材確保の体制の整備	H
79	○ 職員の資質の向上、個々の教育的ニーズに応えるための実践研修の充実	H
80	○ 保育・教育を受ける環境の整備	H
81	○ 児童への一貫した支援	H
82	○ 関係機関と連携し、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣	H
83	○ 幼保小から高等部まで連携した障害児への支援	W
84	○ 学校教育における特別支援教育の充実	W

施策名称 主な取組
--------------

### 早期療育体制・教育の充実

- ◇ 障害の発生予防、早期発見
- ◇ 障害の発生要因や健康管理の知識普及
- ◇ 医師、発達相談員、保健師等による診断や保健相談等の充実

- ◇ 一人ひとりの状態に合った保育・教育
- ◇ 保育園、幼稚園における障害児保育や通園施設の充実
- ◇ 小中学校での育成支援体制の整備

政策 1-3 自分らしく生きられる社会の形成

作業部会意見・まとめと前期基本計画 現況と課題 の項目 後期基本計画大綱(案)構成要素

基本施策名称 2 地域福祉社会の実現

施策名称 主な取組(キーワード、要素) 分類

1	地域福祉の推進	
2	○地域の様々な課題・ニーズを発見し、地域の支え合い活動への結びつけ	Z
3	○地域住民の参加を促進する地域福祉ワーカーの各地区への設置支援	Z
4	○ <b>広報等による地域福祉ワーカーの役割の市民への周知</b>	H
5	○ <b>地域福祉ワーカーに対する研修・養成の充実</b>	H
6	○ <b>災害時における障害者にも安心感のある地域づくり</b>	W
7	○ <b>様々な人との地域のコミュニケーションづくり</b>	W
8	○一人ひとりの人権意識・福祉意識の醸成と広報・啓発活動の推進	Z
9	○地域や学校でのあらゆる学習機会の活用	Z
10	○ <b>福祉制度の情報の収集、周知及び共有の徹底</b>	H
11	○ <b>福祉制度について必要に応じた広報の方法や内容の見直し</b>	H
12	○ <b>人権意識の熟成と教育・啓発・広報活動の推進</b>	H
13	○各地区ごとに住民主体でつくる地域福祉活動計画の策定の支援	Z
14	○ <b>地域福祉活動計画等が未策定地区については、策定の支援</b>	H
15	○ <b>策定済み地区は、進行管理、見直しや評価の支援</b>	H
16	○市民・地域福祉団体・行政等の連携・協働による地域の支え合い活動の促進	Z
17	○地域福祉を推進する拠点づくり	Z
18	○地域福祉を推進する組織の充実・強化、人材の育成の支援	Z
19	○ <b>地域福祉活動の担い手が集える地域福祉推進拠点の充実の支援</b>	H
20	○ <b>市民公益活動センターやボランティアセンターとの連携</b>	H
21	○ <b>地域の支え合い活動を支えるための制度等の検討</b>	H
22	○ <b>ボランティア活動などの社会参画</b>	W
23	○ <b>生きがいを持って自分らしく生きられる社会</b>	W
24	○ <b>自殺防止対策</b>	W

施策名称	主な取組
地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域福祉活動への住民の参加</li> <li>◇ 地域での福祉活動を推進する地域福祉ワーカーの設置</li> <li>◇ 人権意識・福祉意識の醸成</li> <li>◇ 地域での福祉活動を体系付ける地域福祉計画の策定</li> <li>◇ 地域の支えあい活動を支える人材の育成</li> <li>◇ 地域での福祉を推進する組織の充実</li> <li>◇ 地域での福祉を支える拠点づくり</li> </ul>

基本施策名称 3 生活保障の確保

25	生活の安定と自立	
26	○世帯の実情に即した生活保護の適正な運用	Z
27	○ <b>ケースワーカーの適正配置</b>	H
28	○ <b>国の施策に沿った生活保護の適正な運用</b>	H
29	○自立へ向けた生活相談や指導の適切な実施	Z
30	○ケースワーカー・民生委員・児童委員・関係機関等との連携	Z
31	○ <b>生活保護法の目的である自立助長に向け、就労を促進</b>	H
32	○ <b>就労支援員による就労支援プログラムの活用によりハローワークとの連携</b>	H
33	○ <b>安定した生活の補償</b>	W
34	○中国帰国者等の経済的・社会的自立の支援	Z
35	○関係機関・団体と連携した生活相談・生活指導や就業支援	Z
36	○ <b>企業との連携による、経済的・社会的自立の支援</b>	H
37	○ <b>生活保護など外国人への情報提供と相互理解</b>	W

(基本施策を統合)	生活の安定と自立
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 生活保護の適正な運用</li> <li>◇ 自立へ向けた生活相談等の適切な実施</li> <li>◇ 関係機関等との連携による就労の促進</li> <li>◇ 中国帰国者等への経済的・社会的自立の支援</li> </ul>

※分類 Z:前期基本計画に記述された施策の【主な取組】 H:前期基本計画 現況と課題に記述された「施策の今後の方向性」 W:ワークショップ(作業部会)のまとめ

政策		1-4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進	
作業部会意見・まとめと前期基本計画 現況と課題 の項目		後期基本計画大綱(案)構成要素	
基本施策名称		1 保健衛生の充実	
施策名称		施策名称	
行No.	主な取組(キーワード、要素)	分類	主な取組
<b>1 健康づくり活動の支援</b>			<b>健康づくり活動の支援</b>
2	○ 健康相談・健康診査等の身近な保健サービスを提供する保健センターの整備	Z	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民の健康を保持増進する体制の整備</li> <li>◇ 保健指導に知識経験を有する専門スタッフの育成</li> <li>◇ 地域保健・福祉に関わる関係機関・団体の協力と連携</li> </ul>
3	○ 保健センターで行う保健相談・指導體制の充実	Z	
4	○ <b>保健センターの保健指導における実施方法等の改善</b>	H	
5	○ <b>保健指導に知識経験を有する専門スタッフの体制の充実</b>	H	
6	○ <b>地域保健・福祉に係わる関係機関・団体の協力連携</b>	H	
7	○ <b>関係機関・団体の協力を得て、多様化する保健相談内容等の対応</b>	H	
8	○ <b>市民の健康を保持増進する体制の整備</b>	W	
9	○ 市民一人ひとりの健康づくりへの意識の高揚と啓発	Z	
10	○ <b>自分の健康は自分で守る体制づくり</b>	W	
11	○ 地域主体の健康づくり活動の支援	Z	
12	○ <b>地域全体に広がる健康づくり運動の推進</b>	H	
13	○ <b>介護予防や運動・栄養・口腔ケアのためのボランティアの育成</b>	H	
14	○ <b>子育てサークルなど住民の自主グループの育成</b>	H	
15	○ 幼稚園・保育所・学校・職場等との連携による健康教育の推進	Z	
16	○ <b>保健所(保健センター)と学校保健、産業保健との連携の強化</b>	H	
17	○ <b>ライフステージに応じた健康づくりの支援</b>	H	
18	○ 食育や運動指導などの一貫した健康教育の推進	Z	
19	○ 健康的な生活習慣を身につけるための乳幼児期からの指導	Z	
20	○ <b>適切な生活習慣の基礎をつくる子どもの頃からの健康づくりの推進</b>	H	
21	○ <b>市民が参加しやすい保健相談体制及び健康学習機会の充実</b>	H	
<b>22 保健・予防対策の推進</b>			
23	○ 妊産婦と乳幼児の健康診査・歯科健診・保健指導等の母子保健の充実	Z	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健・医療の充実</li> <li>◇ 母子保健の相談体制の連携強化による充実</li> <li>◇ 早期発見と早期対応による乳幼児虐待の防止</li> </ul>
24	○ <b>はじめまして！赤ちゃん事業の充実</b>	H	
25	○ <b>母子保健の充実</b>	H	
26	○ 関係機関との連携強化と相談体制の充実	Z	
27	○ 乳幼児虐待の防止と早期発見	Z	
28	○ <b>研修や虐待の周知による早期発見・早期対応</b>	H	
29	○ <b>乳幼児虐待については、専門職を配置した相談体制の強化</b>	H	
30	○ <b>医師会との協力、連携体制を密にした乳幼児健診の継続実施</b>	H	
31	○ 生活習慣病やがんなどの早期発見・早期治療	Z	
32	○ 健康診査や各種がん検診等の検診体制と検診内容の充実	Z	
33	○ <b>がん検診を受けやすい体制づくり及び周知、啓発の実施</b>	H	
34	○ <b>がん検診の知見や情報の収集と検診内容の充実</b>	H	
35	○ <b>健診・がん検診等の受診利便性と受診率の向上</b>	W	
36	○ 運動の促進、歯周疾患予防、栄養改善、生活習慣病の予防と改善	Z	
37	○ <b>生活習慣病予防対策の目標及び評価方法の明確化</b>	H	
38	○ <b>生活習慣病予防の学校・産業保健等地域社会全体への予防の働きかけ</b>	H	
39	○ <b>生活習慣病予防対策による疾病の予防と改善</b>	H	
40	○ <b>健全で規則正しい生活習慣</b>	W	
41	○ <b>歯周疾患検診等受診率の向上</b>	H	
42	○ <b>歯の健康の保持</b>	W	
43	○ <b>歯と健康の関係に関する情報提供</b>	W	
44	○ 結核やHIV・エイズをはじめとする感染症の予防とまん延の防止	Z	
45	○ <b>HIV・エイズの相談・検査体制と患者支援体制の充実</b>	H	
46	○ 予防啓発や予防接種の推進	Z	
47	○ <b>予防接種の接種率の向上</b>	H	
48	○ 感染症発生時に備えた体制の充実	Z	
49	○ <b>新感染症発生に備えた感染拡大防止対策や医療・検査体制の充実</b>	H	
50	○ <b>新感染症等への予防と対策</b>	W	
51	○ 心の健康についての知識の普及と啓発活動の推進	Z	
52	○ <b>地域、学校・職場における心の健康づくり講話等普及啓発活動の充実</b>	H	
53	○ <b>精神疾患の正しい知識の普及</b>	W	
54	○ 心の健康相談体制の充実	Z	
55	○ <b>心の健康づくり相談等による個々の実情に沿った支援</b>	H	
56	○ <b>自殺予防対策での関係機関との連携強化と相談体制の充実</b>	H	
57	○ <b>精神的に安定した社会と環境の形成</b>	W	
58	○ <b>心の健康について幅広い分野の関係機関と連携</b>	H	
59	○ <b>適正な飲酒と禁煙サポート活動の展開</b>	W	
60	○ <b>未成年者の飲酒・喫煙の防止強化</b>	W	
61	○ <b>認知症患者を社会で支える体制整備</b>	W	
	○		◇ 健全で規則正しい生活習慣の普及
			◇ 生活習慣病予防対策による疾病の予防と改善
			◇ 歯の健康の保持
			◇ 感染症の予防とまん延防止
			◇ HIV・エイズの相談・検査体制と患者支援体制の充実
			◇ 予防接種の接種率の向上
			◇ 新感染症発生に備えた感染拡大防止対策や医療・検査体制の充実
			◇ 精神的に安定した社会と環境の形成
			◇ 心の健康についての正しい知識の普及と相談機関の周知
			◇ 心の健康相談体制の充実
			◇ 自殺予防に向けた地域社会の構築
			◇ 適正な飲酒指導と禁煙サポート活動の展開
			◇ 未成年者の飲酒・喫煙の防止強化
			◇ 認知症患者を社会で支える体制整備

※分類 Z:前期基本計画に記述された施策の【主な取組】 H:前期基本計画 現況と課題に記述された「施策の今後の方向性」 W:ワークショップ(作業部会)のまとめ



施策名称		
行No.	主な取組(キーワード、要素)	分類
62	<b>生活衛生の推進</b>	
63	○ 食品の安全に関する消費者啓発や情報提供の推進	Z
64	○ 製造・流通・販売に至る各段階での監視・指導の強化	Z
65	○ <b>食の安全に係る監視指導、食品の検査及び消費者への啓発</b>	H
66	○ 食品の検査・調査体制の充実	Z
67	○ <b>残留農薬の検査体制強化と情報把握</b>	H
68	○ <b>食品と医薬品の安全確保</b>	W
69	○ <b>流通する食品や医薬品の知識や情報の共有</b>	W
70	○ 医薬品販売店の監視・指導と医薬品・家庭用品の検査体制の充実	Z
71	○ <b>医薬品等が適正な管理・使用による市民の生活の安全確保</b>	H
72	○ <b>医薬品等の監視指導・啓発指導の継続と検査体制の充実</b>	H
73	○ 旅館・公衆浴場・理美容・クリーニング業等の監視・指導と経営相談の充実	Z
74	○ 旅館・公衆浴場・理美容・クリーニング業等の衛生水準向上と自主管理確立	Z
75	○ <b>監視指導対象施設の衛生状態の監視・指導と自主的な衛生管理の確立</b>	H
76	○ <b>多様化する営業形態及びレジオネラ菌対策等への対応</b>	H
77	○ 周辺市町村の斎場との連携	Z
78	○ 人生の終焉の場にふさわしい斎場の運営	Z
79	○ 既存斎場の老朽化と将来の火葬需要への適切な対応	Z
80	○ 周辺環境に配慮した新斎場の建設	Z
81	○ <b>既存斎場の円滑な運営</b>	H
82	○ <b>介護が必要な高齢者を社会で支える体制整備</b>	W ⇒
83	○ <b>生涯を充実して過ごすための生きがいの確保</b>	W ⇒
84	○ <b>安定した生活の補償</b>	W ⇒
85	○ <b>子どもの安全を確保した社会の形成</b>	W ⇒

施策名称	
主な取組	
<b>生活衛生の推進</b>	
◇ <b>食品と医薬品の安全確保</b>	
◇ 流通する食品や医薬品等の正しい知識や情報の共有	
◇ 旅館・公衆浴場・理美容・クリーニング業等の衛生状態の監視・指導	
◇ 旅館・公衆浴場・理美容・クリーニング業等の自主的な衛生管理の確立	
◇ 既存斎場の老朽化対策と将来の火葬需要への適切な対応	
◇ 斎場の円滑な運営	
政策1-2	生きがいのある豊かな高齢社会の実現
政策1-2	生きがいのある豊かな高齢社会の実現
政策1-3	自分らしく生きられる社会の形成
政策1-1	安心して子育て・子育てができる環境の整備

政策 1-4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

作業部会意見・まとめと前期基本計画 現況と課題 の項目

基本施策名称 2 地域医療体制の充実

施策名称

行No. 主な取組(キーワード、要素) 分類

後期基本計画大綱(案)構成要素

基本施策名称 2 地域医療体制の充実

施策名称

主な取組

行No.	主な取組(キーワード、要素)	分類
1	医療提供体制の整備	
2	○ 医師会・歯科医師会・医療機関との連携による救急医療体制の整備充実	Z
3	○ 効果的な小児救急医療体制の充実	Z
4	○ 現在の初期救急医療提供体制の継続実施	H
5	○ 医療従事者の確保と医療環境に応じた体制の整備	H
6	○ 院内感染の防止など適正かつ安全な医療の確保	Z
7	○ 医療機関への立入検査等の指導強化	Z
8	○ 医療に関する相談窓口としての医療安全支援センターの整備	Z
9	○ 医療安全支援センターの運営	H
10	○ 安心して受診できる医療体制の整備	W
11	○ 地域医療の充実	Z
12	○ 地域医療の充実	H
13	○ 無床診療所への立入検査方法の検討	H
14	○ 長野市民病院が地域の中核病院としての機能の発揮	Z
15	○ 長野市民病院において、がんを中心とした高度医療の推進	Z
16	○ 長野市民病院において、救急医療の充実	Z
17	○ 長野市民病院のがん高度医療や救急医療などの政策的医療の充実	H
18	○ 長野市民病院の経営安定化・健全化	H
19	○ 中山間地域における医療提供体制の維持	Z
20	○ 中山間地域における医療の確保	H
21	○ 中山間地域における直営診療施設の適切な運営	Z
22	○ 中山間地域における直営診療所の適切な運営	H
23	○ 中山間地域における診療体制の見直し	H

主な取組
医療提供体制の整備
◇ 地域の医療環境に応じた救急医療体制の整備・充実
◇ 立入検査・医療相談の実施による安心して受診できる医療の確保
◇ 長野市民病院が地域の中核病院として担う政策的医療の充実
◇ 長野市民病院の経営安定化・健全化
◇ 中山間地域における医療の確保

24 公的医療保険等の充実

25	○ 国民健康保険の安定的運営	Z
26	○ 疾病の予防・早期発見や適正受診の啓発などによる医療費の適正化	Z
27	○ 保険料の適正な賦課と収納率の向上	Z
28	○ 医療保険制度の改正に伴う特定健診や収納率向上対策の検討	H
29	○ 特定健診等に関する医療機関、健診機関と対応策の検討	H
30	○ 老人保健医療制度の安定的な運営と医療費の適正化	Z
31	○ 後期高齢者医療制度廃止後の新制度への円滑な移行	H
32	○ 医療費の自己負担を軽減するための福祉医療制度の充実	Z
33	○ 所得制限のあり方、市民ニーズなど福祉医療制度の見直し	H

公的医療保険等の充実

◇ 国民健康保険の安定的運営
◇ 疾病の予防・早期発見による医療費の適正化
◇ 後期高齢者医療制度廃止後の新制度への円滑な移行
◇ 医療費の自己負担を軽減するための福祉医療制度の見直し

※分類 Z:前期基本計画に記述された施策の【主な取組】 H:前期基本計画 現況と課題に記述された「施策の今後の方向性」 W:ワークショップ(作業部会)のまとめ

第四次長野市総合計画 後期基本計画 大綱まとめ(案)

《資料9》

政策	1-5 人権を尊ぶ明るい社会の形成
----	-------------------

作業部会意見・まとめと前期基本計画 現況と課題 の項目
-----------------------------

後期基本計画大綱(案)構成要素
-----------------

基本施策名称	1 人権尊重社会の実現
--------	-------------

基本施策名称	1 人権尊重社会の実現
--------	-------------

施策名称	
------	--

施策名称	
------	--

行No.	主な取組(キーワード、要素)	分類
------	----------------	----

主な取組
------

1	人権尊重の推進	
2	○人権教育・啓発活動の指導者の養成	Z
3	○人権教育推進団体等の育成	Z
4	○人権尊重社会の実現に向けた総合的な取組の推進	Z
5	○時代に対応した人権施策のあり方の検討	H
6	○差別の解消に向けた人権意識の熟成のための総合的な取組の推進	H
7	○家庭・学校・地域・職場等における人権啓発活動の推進	Z
8	○外国人・子ども・高齢者・障害者などあらゆる人権を尊重する意識の向上	Z
9	○人権を尊重する教育・啓発・広報活動の推進	H
10	○学校、家庭での人権教育の推進	W
11	○人権を尊重する意識の向上	H
12	○様々な人権尊重の啓発・教育	W
13	○幼稚園・保育所・小・中・高校における一貫した人権教育の推進	Z
14	○差別に気づき、差別に打ち勝つ力の育成	Z
15	○子ども人権同和教室の設置や学校における人権同和教育の推進	H
16	○児童生徒を対象にした人権尊重の育成	H
17	○いじめ、差別等子どもの人権への対応	W
18	○子ども、高齢者への虐待の防止	W
19	○法務局や人権擁護委員等との連携強化	Z
20	○人権に関する啓発・相談体制の充実	Z
21	○関係機関等と連携した人権尊重の啓発・相談業務の推進	H
22	○相談しやすく分かりやすい人権相談の体制づくり	W

人権尊重の推進
◇人権尊重社会の実現
◇時代に対応した人権施策のあり方の検討
◇外国人・子ども・高齢者・障害者などあらゆる人権を尊重する意識の向上
◇地域や家庭、職場や学校で人権を尊重する教育・啓発の推進
◇幼稚園・保育所・小・中・高校における一貫した人権教育の推進
◇差別に気づき、差別に打ち勝つ力の育成
◇いじめや差別の解消と子どもの人権擁護
◇子ども、高齢者への虐待の解消
◇人権を擁護する体制の強化
◇相談しやすくわかりやすい人権相談の体制づくり

※分類 Z:前期基本計画に記述された施策の【主な取組】 H:前期基本計画 現況と課題に記述された「施策の今後の方向性」 W:ワークショップ(作業部会)のまとめ

政策 1-5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

作業部会意見・まとめと前期基本計画 現況と課題 の項目

基本施策名称 2 男女共同参画社会の実現

施策名称  
 行No. 主な取組(キーワード、要素) 分類

後期基本計画大綱(案)構成要素

基本施策名称 2 男女共同参画社会の実現

施策名称  
 主な取組

行No.	主な取組(キーワード、要素)	分類
1	男女共同参画意識の確立	
2	○ 男女平等の視点での社会制度・慣行の見直し	Z
3	○ 根強く残る性別による固定的な役割分担意識の解消	H
4	○ 性別による差別、固定的な役割分担意識の解消	W
5	○ 男女共同参画のための相互の理解	W
6	○ 男女平等の視点での講演会・講座等の開催や広報活動	Z
7	○ 男女共同参画に関する一層の意識啓発活動と教育の推進	Z
8	○ 女性が社会に進出しやすい環境の整備	H
9	○ 男女共同参画社会を推進するための講座・講演会等の開催	H
10	○ 男女共同参画に取り組む市民団体等の発掘・育成	H
11	○ 男女共同参画社会を推進する住民自治協議会への支援	H
12	○ 男女共同参画情報紙の発行による意識啓発	H
13	○ 女性に対する暴力の根絶と被害者救済対策の推進	Z
14	○ 性の尊重への意識啓発活動の充実	Z
15	○ 女性相談の相談員増員と相談員の育成による相談体制の強化	H
16	○ ドメスティック・バイオレンス防止講座など啓発活動の実施	H
17	○ DV、セクハラなど被害への対策	W
18	○ 男女共同参画センターの機能充実など、相談体制の充実	Z
19	○ 相談指導員のレベルアップやレベルアップに必要な情報収集	H
20	男女共同参画社会形成の推進	
21	○ 男性の家事・育児・介護の各種講座等の開催	Z
22	○ 女性の社会参画、男性の育児等、制度面の環境整備	W
23	○ 男女共同参画市民推進員の活動支援	Z
24	○ 家庭・地域活動での男女共同参画の促進	Z
25	○ 「女性の社会参画・男性の家事参画」を推進する講座の開催	H
26	○ 男女共同参画推進活動を行う男女共同参画市民サポーター等への支援	H
27	○ 男女の職域の拡大	Z
28	○ 育児・介護休業制度や再雇用制度など労働環境の整備	Z
29	○ 男女共同参画社会形成のための企業に対する啓発活動の推進	Z
30	○ 男女がともに働きやすい労働環境の整備促進	H
31	○ 企業に対する啓発活動の効果的な方法の検討	H
32	○ 市審議会等委員や管理職など政策・方針決定の場への女性の参画推進	Z
33	○ 男女共同参画市民サポーター制度の周知・充実と各地域との情報交換	H
34	○ 審議会等の設置及び運営に関する指針おける女性登用目標の達成	H
35	○ 審議会に参画する女性委員の割合を定めること(クォータ制)の検討	H

男女共同参画の推進

- ◇ 性別による固定的な役割分担意識の解消
- ◇ 男女共同参画の推進に取り組む市民団体等の支援
- ◇ DV、セクハラ等の防止等、男女共同参画の視点からの人権の尊重
- ◇ 男女共同参画センターの機能充実

(施策を「男女共同参画の推進」に統合)

- ◇ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- ◇ 家庭での男女共同参画の促進
- ◇ 地域活動での男女共同参画の促進
- ◇ 就業機会の拡大と男女がともに働きやすい労働環境の整備
- ◇ 政策・方針決定の場への女性の参画促進

※分類 Z:前期基本計画に記述された施策の【主な取組】 H:前期基本計画 現況と課題に記述された「施策の今後の方向性」 W:ワークショップ(作業部会)のまとめ